

制定 28 食産第 2762 号  
平成 28 年 10 月 11 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 30 年 2 月 1 日 29 食産第 4536 号  
改正 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4453 号  
改正 令和 元年 10 月 29 日 元食産第 2203 号  
改正 令和 2 年 1 月 30 日 元食産第 4472 号

## 第 1 趣旨

平成 27 年 1 1 月に定められた「総合的な T P P 関連政策大綱」においては、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大により、「平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指す」こととしている。

これを受けて、平成 28 年 5 月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を速やかに軌道に乗せていくことが必要である。

また、環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P 11」という。）、日 E U 経済連携協定（以下「日 E U ・ E P A」という。）及び日米貿易協定の発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるための取組を緊急に実施することが重要である。

さらに、令和元年 11 月 20 日に成立した農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づき、令和 2 年 4 月 1 日より農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置し、輸出証明書申請・交付手続や相談窓口の一元化を図るほか、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）との戦略的協議、生産区域の指定及び施設の認定、輸出事業者への支援等を行う必要がある。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

## 第 2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「総合的な T P P 等関連政策大綱」等に基づき、国内外での輸出拠点の整備、輸出拡大のためのサポート体制の充実及び政府が主体的に行う輸出環境の整備を推進することを目的とする。

## 第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりである。なお、別表 1 の事業の種類欄の 1 の（1）の事業の内容欄の 1 の（1）の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

## 第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長、生産局長、政策統括官又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

## 第 5 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p><b>農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業</b></p> <p>1 輸出環境整備緊急対策事業</p> <p>(1) 証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業</p> <p>(2) インポートトレランス申請加速化支援事業</p> <p>(3) 植物品種等海外流出防止対策強化事業</p> <p>(4) 日本発食品安全管理規格活用加速化事業</p>	<p>1 証明書発行等機関の体制整備支援事業</p> <p>(1) 輸出に必要な証明書の発行や施設の認定の迅速化のため、地方公共団体及び検査機関等の体制強化や能力向上、検査機器の導入等を事業実施主体を通じて支援する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>2 輸出施設認定加速化等支援事業</p> <p>(1) HACCP研修等開催 一般的衛生管理の徹底やHACCPの導入等のための研修等を開催する。</p> <p>(2) 品質・衛生管理専門家現地指導 農林水産物・食品の生産、製造、加工又は流通を行う施設に品質・衛生管理の専門家を派遣し、輸出先国が求める施設認定を受けるために必要な一般衛生管理の徹底やHACCPの導入等に係る課題について、その改善のための助言や技術的指導を行う。</p> <p>(3) 輸出施設認定等支援 輸出先国が求める施設の認定審査及び認定後の施設の調査を行う。</p> <p>茶生産において使用される主な農薬について、輸出先国に対し、日本と同等の残留農薬基準を設定申請するための取組への支援を実施する。</p> <p>海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、国際条約上の出願猶予期限を待たず早期に出願登録手続を進めるための経費及び海外における権利侵害に対応するための調査・対策費用等への支援を実施する。</p> <p>1 日本発の食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイドライン等の策定等の推進 国際的に通用し、かつ日本の食品企業が取り組みやすい、日本発の食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイドライン等の策定・改定等を推進するため、食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイドライン等（英語版を含む。）の企画、検討、食品関係事業者・団体との合意形成及び作成を行う。</p> <p>2 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム活用拡大のための環境整備 日本発の食品安全管理規格・認証等の効果的な普及のた</p>	<p>1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>3 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム</p> <p>4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

<p>2 海外需要創出等緊急対策事業</p>	<p>め、認証等を活用して輸出に取り組んでいる事例、認証等取得のための手順及び輸出のための手続等の紹介を行うシンポジウムを開催する。</p>	
<p>(1) 海外需要創出等支援緊急対策事業</p>	<p>TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定の発効により得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影響が懸念される品目についての体質強化を図りつつ、日本産農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出拡大を更に加速するため、以下の1から3までの事業を実施する。</p> <p>1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業</p> <p>(1) 海外見本市への出展 海外における日本産食品の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域で開催される有望な見本市へジャパンパビリオンを出展する。</p> <p>(2) 海外商談会の開催 海外への日本産食品の販路の確保・拡大に取り組む事業者と海外バイヤー等の現地流通事業者等との商談会をTPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域において開催する。</p> <p>(3) 国内商談会の開催 海外への日本産食品の新たな販路開拓・販路拡大に取り組む事業者と有望な海外バイヤー等との商流構築を図るため、TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域から海外バイヤー等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。</p> <p>(4) 事業者サポート体制の強化 TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域について、輸出に精通した専門家を国内に配置するとともに、商品のPRに必要な検査証明書の取得等の支援を行い、日本産食品の輸出に取り組む事業者へのサポート体制を強化する。</p> <p>2 輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業 次の(4)の事業を実施するとともに、(4)の事業により公募、採択した事業実施者に対して、(1)、(2)及び(3)の事業に要する経費を補助する。</p> <p>(1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓等 TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ（コメ・コメ加工品に係るものを除く。）等について、展示会への参加、商談会の開催・参加、海外バイヤー等の国内招へいその他の販路開拓等を明確な成果目標を設定し、実施する。</p> <p>(2) バリューチェーン構築のためのボトルネック解消実証 TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域において、日本産食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、流通・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、ボトルネックとなっている構造的な課題</p>	<p>5 独立行政法人日本貿易振興機構</p>

	<p>を解決し、新たな物流と商流のバリューチェーンを形成するため、明確な成果目標を設定し、実証的取組を実施する。</p> <p>(3) 輸出有望商品の発掘・テスト販売 TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域において、日本産食品の輸出を拡大するため、これまで当該市場への輸出実績はないが、消費者ニーズに合致すると期待できる商品の選考又は現地におけるテスト販売を行い、消費者の反応や課題を把握し、その結果を生産者にフィードバックすることにより輸出有望商品の発掘を推進する。</p> <p>(4) 事業実施者の公募等 (1) から (3) までの事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、事業実施者の公募、採択等を実施する。</p> <p>3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業 日本食品海外プロモーションセンターにおいて、PDCAサイクルを実行しながら、TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域における日本産食品の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的として、海外マーケットに深く踏み込んだ戦略的で一貫性のあるマーケティングを推進する。</p>	
<p>(2) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援事業</p>	<p>コメ海外市場拡大戦略プロジェクト(平成29年9月8日公表)の推進等により、コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、以下の1及び2の取組を実施する。</p> <p>1 戦略的輸出事業者等が行う海外市場開拓等の推進 戦略的輸出事業者(コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおいて、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として特定された者をいう。以下同じ。)が行うコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのプロモーション、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地とのマッチング・有機的な連携、戦略的輸出事業者が連携して行う効果的な市場開拓、輸出先国における国内規制に対応するための取組等の推進</p> <p>2 日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化 TPP11及び日EU・EPAの発効による関税削減・撤廃や輸入規制の緩和を受けた効果的なプロモーション、輸出拡大が期待できる新市場開拓や訪日外国人旅行者への日本産コメ・コメ加工品PR、輸出先国における業務用需要の効果的な掘り起こし、日本酒・米菓・米粉・包装米飯等の重点的なPR、抜本的な輸出拡大に向けた新規の取組等</p>	<p>6 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>3 グローバル産地づくり緊急対策事業</p>		
<p>(1) 畜産物輸産地緊急対策事業</p>	<p>TPP11参加国、EU、米国を中心とする輸出先国のマーケットに適した畜産物を供給するため、以下の1から3までの取組を実施する。</p> <p>1 TPP11参加国、EU、米国を中心とする輸出先国のマーケットに適した畜産物を供給するための課題調査</p>	<p>7 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

<p>(2) 水産物輸産地緊急対策事業</p>	<p>2 課題解決に向けた検討会・研修会の開催</p> <p>3 輸出に適した畜産物供給のための試験・実証</p> <p>日本産水産物の輸出を促進するため、輸出先国の品質・衛生条件への適合に向け、以下の1及び2の取組を実施する。</p> <p>1 機器整備事業 計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器の導入支援</p> <p>2 管理運営事業 1の事業を円滑に実施するために必要となる事務の実施</p>	<p>8 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(3) 加工食品の輸出強化支援事業</p>	<p>T P P 1 1、日 E U・E P A及び日米貿易協定の発効により得られた輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大につながる以下の1及び2の取組への支援を実施する。</p> <p>1 生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等との連携体制の構築・調査等 事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等との連携体制の構築等 2の事業を実施する事業者等への説明会の開催、2の事業を実施する生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加等</p> <p>(2) 加工食品中の国産原材料の使用実態調査等 輸出されている加工食品のうち年間輸出額上位品目の価格・輸出品量・輸出先、使用されている国産原材料の種類・価格、輸出品量に関連する経済指標等の調査及び輸出先国の規制緩和や規制に対応した商品が開発された場合に輸出拡大が見込まれる食品に関する調査</p> <p>2 輸出向け商品の開発・P R等 事業実施主体は、(1)から(3)までの事業について、その要する経費を補助するものとする。</p> <p>(1) 輸出向け商品の開発・P R等 外食・中食事業者、食品製造事業者等が行う国産農林水産物を原料とした輸出向け加工食品の開発・P R・実証試験等や食品製造事業者等が行う輸出先国が求める商品特性等を考慮した商品・レシピの開発・P R・実証試験等</p> <p>(2) 新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等 食品製造事業者等が行う新商品の製造・貯蔵・販売(自動販売機)用機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置等</p> <p>(3) 輸出向け商品開発・製造に必要となる原料作物の生産実証等 生産者、食品製造事業者等が行う輸出向け商品の開発・製造に必要となる麦類、豆類等の原料作物について、当該作物の生産拡大に向けて実施する検討会の開催、地域の合意形成、新たな品種や栽培技術の実証及び改良の取組</p>	<p>9 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

<p>(4) 国際的認証取得・更新等への支援事業</p>	<p>農林水産業の輸出力強化戦略に掲げる重点品目等について、事業実施主体による輸出先国が求める検疫等の条件への対応（食肉処理施設査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO22000等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機JAS認証等）等の取組への支援を実施する。</p>	<p>10 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(5) 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業</p>	<p>農産物等の輸出拡大に向け、有機JAS認証等の取得や日本発GAP認証の普及拡大を目的に以下の1又は2の取組を実施する。</p> <p>1 国際認証取得等支援 農産物等の輸出拡大に向け、有機JAS認証、GAP認証（GLOBALG. A. P. 又はAS I A G A P）の取得等の支援、GAP認証審査員育成支援及びGAP認証審査機関新規参入支援の取組を実施する。</p> <p>2 AS I A G A P普及拡大支援 日本発GAP認証（AS I A G A P）の普及拡大を推進するための取組を実施する。</p>	<p>11 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(6) 持続可能な水産物の認証活用加速化緊急対策事業</p>	<p>我が国の水産物の輸出環境の整備及び市場拡大のため、我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す水産エコラベル認証の活用を加速化させるためのコンサルティングの実施や認証審査体制の強化の取組を支援する。</p>	<p>12 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p>



別表 2 (第 5 関係)

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業の事業実施主体	食料産業局長
インポートトレランス申請加速化支援事業の事業実施主体	生産局長
植物品種等海外流出防止対策強化事業の事業実施主体	食料産業局長
日本発食品安全管理規格活用加速化事業の事業実施主体	食料産業局長
海外需要創出等支援緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援事業の事業実施主体	政策統括官
畜産物輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	生産局長
水産物輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	水産庁長官
加工食品の輸出強化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
国際的認証取得・更新等への支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
有機 JAS 認証、GAP 認証取得等支援事業の事業実施主体	生産局長
持続可能な水産物の認証活用加速化緊急対策事業の事業実施主体	水産庁長官

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第 91 条に定める管轄区域である。